

令和元年2月定例会 総務委員会（付託）

令和2年2月26日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案及び追加提出予定議案について、説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、提出予定議案（追加）、
補正予算案の概要（追加分）説明資料（その4））

- 議案第70号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第71号 令和元年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 令和元年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 令和元年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 令和元年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第94号 徳島県税条例の一部改正について

【報告事項】

なし

久山経営戦略部長

2月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、お手元に御配付の令和2年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

去る2月19日の一般質問日に提出いたしました議案は、先に議決を頂きました補正予算第69号を除きまして、補正予算案23件と条例案2件の合計25件となっております。そのうち、補正予算案の内訳は一般会計が第70号の1件、特別会計が第71号から第89号までの19件、企業会計が第90号から第92号までの3件となっております。

第93号の条例改正につきましては、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、任用形態等に応じた方法でサービスの宣誓を行うことができるよう改正を行うものであります。

第94号の条例改正につきましては、地方税法の一部改正により、電気供給業のうち発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、課税方式の見直しが行われること等に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、令和2年2月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）を御覧ください。

閉会日におきまして、去る2月6日開会の総務委員会におきまして御説明いたしました監査委員に係る人事案件に加え、「未知への挑戦」とくしま行動計画に係る第95号議案を

追加提出する予定といたしております。当案件は、行動計画の一部変更につきまして、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の規定により議決をお願いするもので、本日、2月26日の総務委員会において、政策創造部から詳細を御説明いたしますので、十分、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、補正予算案につきましては、お手元に別途お配りしております令和元年度2月補正予算（案）の概要（追加分）を御覧ください。

1 ページの1に記載のとおり、一般会計の補正予算額は252億8,514万8,000円の減額となっております。

2 ページをお開きください。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、(1)の歳入でございますが、主なものにつきまして御説明申し上げます。

01の県税につきましては、地方消費税が当初見込みより減収となることなどにより減額となっております。05の地方交付税につきましては、普通交付税の交付額の決定により増額となっております。09の国庫支出金につきましては、災害復旧事業費国庫負担金の減などにより減額となっております。12の繰入金につきましては、地域医療介護総合確保基金の減などにより減額となっております。15の県債につきましては、臨時財政対策債や災害復旧債の減などにより減額となっております。

次に、下段の(2)の歳出であります。02の総務費につきましては、今後の県勢発展の基盤となる施設整備等に備えるため、二十一世紀創造基金への積立てを行うことなどから増額となっております。03の民生費につきましては、社会保障費関係の所要額の減などによる減額でございます。06の農林水産業費及び08の土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額でございます。11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額でございます。

3 ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4 ページ、5 ページを御覧いただきまして、4 ページが特別会計、5 ページが企業会計でございますが、それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

追加提出議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係で追加提案いたしました議案につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その4）により、概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、補正予算案5件、条例案2件でございます。

説明資料1 ページをお願いいたします。

令和元年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、補正額は7,296万6,000円の増額で、補正後の予算総額は1,219億4,009万7,000円となっております。この増額の主な要因は各種基金の積立金の補正などでございます。

2 ページをお開きください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は12億5,698万9,000円の減額で、補正後の総額は1,446億5,290万4,000円となっております。

3 ページを御覧ください。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

各課の共通要素としまして、給与費の補正を計上しております。

それではまず、秘書課についてでございますが、秘書業務、行政広報に要する経費等の補正でございます。

4ページをお開きください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

6ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、職員の健康管理等に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

7ページから8ページまで財政課につきまして記載しておりますが、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページを御覧ください。

9ページから10ページまで管財課につきまして記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページを御覧ください。

11ページから12ページまで税務課につきまして記載しておりますが、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては裏面、14ページに記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、県庁総合サービスネットワークの経費等の補正でございます。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

16ページをお開きください。

監察局・監察評価課につきましては、とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）システム構築に要する経費等の補正でございます。

17ページを御覧ください。

監察局・法人検査課につきましては、農林水産団体等の検査事務に要する経費等の補正でございます。

18ページをお開きください。

監察局・法制文書課につきましては、文書管理事務に要する経費等の補正でございます。

19ページを御覧ください。

19ページから20ページまで、出納局につきまして記載しておりますが、出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

議会事務局，人事委員会事務局，監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

21ページを御覧ください。

繰越明許費の追加といたしまして、管財課所管の万代庁舎等管理費におきまして、計画

に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

22ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

23ページを御覧ください。

2、その他の議案等といたしまして、条例案2件を23ページから24ページまで記載してございますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

経営戦略部からは以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩佐委員

私から1点だけ質問させていただきます。

昨日、新型コロナウイルス感染症の検査結果の陽性の方が徳島県でも確認されたということで、更なる予防、徹底をしていただきたいと思っております。また、県庁職員の皆さんにおいても行政サービスが低下しないように、更に予防の徹底をしていただきたいと思っております。

その中で、以前にも質問させていただいていたことと関連してくるのですが、県庁舎内でのテレワーク、モバイルワークについて質問させていただきます。

全国的にも新型コロナウイルス感染症の発生から、通勤や大きな会合等の自粛もしている中で、いろんな大企業、特にIT系の企業において、これを機にテレワークを推進していくような流れもあろうかと思っております。

県庁舎内でもテレワーク、モバイルワークを進めてきているわけですが、徳島県内では中小企業が多いということで、テレワークの導入というのはなかなか難しいところではあるだろうと思っておりますが、今後の5Gの時代も踏まえて、県内のいろんな企業にテレワークを進める上でも、模範となる県庁舎内でのモバイルワークを更に進めるべきだと思っております。今回の新型コロナウイルス感染症対策として、県におけるテレワークの現在の運用について、県ではどのような対策をとってこられたのかをお聞きします。

高崎行政改革室長

ただいま岩佐委員から、現在のテレワークの徳島県の運用状況、昨日の新型コロナウイルス感染症の発生を受けてのテレワークについて御質問を頂いたところでございます。

徳島県のテレワークにつきましては、平成26年度に制度運用を開始いたしまして、在宅勤務につきましては、平成27年度から運用の試行から始めまして、平成30年度からは本格運用へと移行して現在も運用しているところでございます。

これまでは専用のパソコンを用意いたしまして、それを自宅に持ち帰って在宅勤務をしていただくという運用をしております。前日までにこういうことをするという計画書を所属長に提出した上で、所属長の承認を得て在宅勤務を行っております。

週1日以上勤務公署に出勤するというところで、運用をしてきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大を受けまして、県でも発生が確認されるまでの事前準備といたしまして、あらかじめ県内で感染者や濃厚接触者が多数出た場合を想定し、職員に対し、業務の洗い出し、業務分担や所要時間などの業務の見える化、業務の優先順位を確認、また書類のペーパーレス化や共有フォルダへの保存によるデータの共有化、スケジューラなどによる予定の共有、メッセージ機能等のコミュニケーションツールの積極的な活用、日頃から職員間で業務の執行状況などの把握に努めるといったことを改めて周知いたしまして、テレワークが円滑に運用できるように準備を進めてきたところでございます。

岩佐委員

これまでもいろんな取組をされてきたわけなんですけど、今回県内で初めて感染が確認されたということで、感染拡大防止の観点からも、県庁の行政サービス低下につながらないように、運用を更に良いものに見直すべきと思いますが、これについての御所見を頂けたらと思います。

高崎行政改革室長

県内の感染確認を受けまして、今後のテレワークの拡大について御質問を頂いたところでございます。

昨日、県内で感染が確認されたこと、また、昨日は政府のほうから新型コロナウイルス感染症対策の基本方針も示されたところでございます。

これまでの専用パソコンを持ち帰っての在宅勤務に加えまして、個人が持っておりますモバイル端末、いわゆるスマートフォンやタブレット端末を活用して在宅勤務をするということも認める方向に運用を拡大したいと思っております。

このモバイル端末ですけれども、これまでもグループウェアやメールの送受信などはできたところでございまして、出張先でメールの確認をしたり、掲示板の確認をしたりということはできておったのですけれども、この度、今までのできることに加えまして、総務事務システムも新たに機能として追加いたします。そのことによりまして、個人の端末で電子決裁システムを利用することができるようになります。たとえば、管理職が執務室にいらなくても、在宅勤務をしている状況でも、意思決定ができるような業務施行体制の確保を図ったところでございます。

岩佐委員

今回の感染確認を受けて、いろんな運用を若干見直しされるということですね。確認して

おきたいのですけれども、以前もお聞きしましたが、個人端末を利用できるようになるといことで、セキュリティの問題、個人情報外部に漏れないよう、そのあたりはしっかりと確保できているのでしょうか。

高崎行政改革室長

セキュリティについて御質問を頂きました。

個人端末を事前に登録して、個人の端末にアプリケーションをダウンロードすることによって使えるようにするのでありますが、当然モバイルですから、どこかに置き忘れてしまったりといったことが想定されるわけです。そういった場合には遠隔操作により情報を初期化することができることになっておりますので、そういったことでセキュリティが確保されていると思います。

在宅勤務につきましては、個人情報が入っている情報分類1に分類されるようなものについては、原則として在宅勤務では取り扱わないというセキュリティポリシーをしっかりと順守した上で行っていきたくと考えております。

岩佐委員

しっかりとセキュリティポリシーを順守していただいて、在宅でも勤務できるメリット、特に今回であれば感染拡大の予防という観点からテレワークを推進していくことは、他のいろんな民間企業が利用していく上でも大変重要だと思います。行政サービスとして重要なセキュリティの部分、しっかりと確保していただけたらと思います。

今回はクルーズ船の乗客の方が帰ってこられてからの感染確認ということで、当然、市中感染という認識ではないと思っておりますが、今後の感染の状況をしっかりと見ていただいて、県庁職員の方が感染しないことが一番だと思いますので、行政サービスが低下しないように、テレワーク、モバイルワークを更に導入していただければと思います。

働き方もそうなのですが、今後感染がどこまで広がるか分からないんですけれども、財政を握っている部局でありますので、事前に想定をして対応していただけたらと思います。

中山委員

先ほど久山経営戦略部長から説明を頂きました補正予算の内容の中で、県税が25億円も減っているということでした。

ニューヨークタイムズでしたか、日本の経済対策の消費税増税は大間違いであったというふうなひどい記事が書かれました。その結果がこういうふうになっているのかなと思います。それに加えて、昨日、おとといと世界同時株安ということで、ニューヨーク・ダウが2日間で2,000ドル近く値下がりし、それに呼応するかのよう日経平均株価も昨日は800円近く、今日も恐らく何百円か下がっていると思います。

今後の先行きは、まだ全く見えないわけです。新型コロナウイルス感染症は、薬も効かない、新薬も開発されていないということで、これからますます経済が冷え込んでいくのではないかと非常に危惧しているところであります。今回補正予算を組むに当たって、緊急経済対策予算を組んでいくべきではないかと思いますが、財政課長の御所見をお伺い

したいと思います。

平井経営戦略部次長

この度の新型コロナウイルス感染症が国内外で感染拡大している状況を踏まえて、経済対策を強化していくべきではないかという御質問を頂戴したところでございます。

まず、緊急策ということで申し上げますと、県単の協調融資制度というのを令和元年度予算でも計上させていただいているところでございます。これにつきましては、経済変動対策資金を御用意させていただいております。その中で新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減った県内企業につきましては、有利な貸付けを行って支援していこうという枠を、早速、立ち上げさせていただいているところでございます。

さらに、国のほうでもセーフティネット資金という制度がございまして、そのメニュー強化を行っているところでございまして、近日中に具体的な制度設計が公表されるという状況でございますので、緊急策、当面策ということで、先手先手で対応させていただいているという状況でございます。

今後につきましては、しっかり状況を踏まえて、柔軟かつ迅速に対応していきたいと考えておるところでございます。

中山委員

昨日のインターネットのニュースで、老舗旅館が倒産に追いやられたという記事も出ておりました。いろんなイベントが中止になってきたら、商業関係が大打撃を受けることが目に見えております。

昨日も危機管理部のほうで、緊急対策会議を開いてもらってやったんですけれども、徳島県の対応が非常に遅いという批判がありました。そういうことがないようにしてほしい。本県の産業は、中小企業がほとんどでございます。ちょっとしたつまずきで経営に大打撃を与える可能性が大いにあると思うので、倒産件数が増えることがないように、本当にもっともっと予算を十分に取っていただきたい。セーフティネットも含めて徳島県の中小企業の産業を守るためにも、しっかりと対策をとっていただきたいと思います。いかがですか。

平井経営戦略部次長

中山委員から刻々と変化する状況をしっかりと捉えて、迅速に対応していくようにという御意見、御提言を頂戴したところでございます。しっかりと念頭に置きまして、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

中山委員

是非、今回のいろんな批判も踏まえて、しっかりと遅れることなく、迅速に対応していただきたいと強く要望して終わります。

達田委員

今年度の総務委員会は今回が最後になるかも分かりませんので、今まで取り上げてまい

りました米軍機の低空飛行問題について、もう一回お尋ねをしておきたいと思います。

目撃情報などを県民の皆さんに寄せていただいて、徳島県のホームページに米軍機の飛行情報が分かるようなページも設けられました。そして、12月に知事も国に対して要請書を持って行かれるというようなこともしているのですけれども、現在、一番新しい情報で、米軍機の飛行というのは何日、何機数えられているのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の日撃情報に関してでございます。

最新の日撃情報については、年度単位で確認しております。4月以降2月21日現在、県内で56回の日撃情報が寄せられております。目撃された機数につきましては、日単位ということで集計しておりますので、機数の集計はしていないというところでございます。

達田委員

個人の方で、目撃情報を寄せていただいた方は何人くらいいるのでしょうか。

臼杵総務課長

個人の方からの情報も確かにあるところでございます。

私どもの目撃情報の収集の仕方といたしまして、基本的には目撃された方から県内の市町村役場に通報を頂きまして、まずは市町村から私どものほうに情報が来るという仕組みになっております。この中で、達田委員がおっしゃいましたように、直接、私どものほうにも情報が寄せられる場合もございますが、回数につきましては申し訳ございません、手元に資料がございませんので、後ほど確認したいと思います。

達田委員

これまでの目撃情報の一覧が出ております。令和元年度の状況が表で一応6月24日までは見られるのですけれども、先日、見ましたらその後も入っていました。阿南市でも目撃情報があったという表があったのですが、それが消えてしまっているのです。これは何か意味があるのでしょうか。

岡田委員長

小休します。（11時01分）

岡田委員長

再開します。（11時01分）

臼杵総務課長

私どもが作成しておりますホームページに関する掲載の仕方、その状況についてでございます。

先ほど、達田委員からお話ございました目撃情報の掲載ですけれども、本日時点で更新をしております。現在のところは12月の状況まで掲載させていただいているという状

況でございます。更新作業を行う中で、手続中のところがあったりしまして、一部見にくい場合があるかと思えますけれども、本日付けで更新いたしまして、12月の状況まで御覧いただける状況になっております。

達田委員

12月までは、県のホームページで見られる状況になっているということなのですか。

今朝、控室のパソコンから見られなかったのですけれども、不具合になっているのかそこがよく分かりません。そのうち、今までは牟岐町、那賀町、三好市、海陽町というように行政のほうから連絡があって掲載しているという状況です。個人から情報提供があった場合に、場所や通報件数、機数などいろいろと記載があるのですけれども、個人からか、行政からかがよく分かりません。そういうのが詳しく分かるように表を改めることはされないのでしょうか。

臼杵総務課長

県のホームページへの掲載につきまして、個人から申出があったものについては、個人の表示をするべきではないかという御質問でございます。

先ほど申しましたように、市町村役場を通じまして、私どものほうに報告があるという形を基本としているところでございます。中には、個人の方から直接私どものほうに情報を頂けるというケースもございます。

表示の仕方としまして、現段階におきましては、本年度からホームページにつきましては掲載を始めたというところでございますので、当面はこの形を継続したいと考えております。

達田委員

昨年7月以降、阿南市上空でも午前3時、そんな時間に飛んでいたという目撃情報が寄せられています。それから、何機も編隊で飛んでいたというような情報も寄せられています。それが自衛隊機なのかということで問合せされたと思うのですけれども、自衛隊機でもなく、何の飛行機か分からなかったということです。何回もそういうのがあるので不安になって、阿南市の住民から毎回飛行があるたびに情報提供されていると思います。阿南市で何機も編隊で飛んでいるという状況、一体どこからどういうふうどこに飛んでいくのかというような情報はつかんでおられるのでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の飛行に関して、阿南市の目撃に関してでございます。

達田委員がおっしゃったように、本年度になりまして阿南市における目撃情報が新たに寄せられてきておるところでございます。12月末現在で、阿南市での目撃が9件という情報を頂いております。

阿南市での目撃情報、それ以外のものも含めまして、その都度米軍機の目撃情報が寄せられた場合には、国に対して米軍機かどうかの確認を要請いたしますとともに、米軍機であると認められる場合には、外務省に対しまして、低空での県民に不安を与えるような飛

行については、中止を要請してきているところでございます。

例えばこの辺りで西へ飛んだ、東に飛んだという方向などの情報は頂きますけれども、どこに飛んでいったという情報につきましては、国からも示されていないところがございます。

達田委員

昨年12月11日に知事が防衛省へ要請書を持って行かれました。

この中に4点ほど書かれています。まず一つ目は、低空飛行訓練が実施されないように対処すること。

二つ目は、事前に可能な限り詳細な飛行訓練に関する情報を把握して時間的余裕をもって提供すること、飛ぶのだったら言ってくださいということをやられているのです。

三つ目は、飛行中の規律違反、お酒を飲んでいたりとか、あるいは読書をしながら飛んでいたなど、いろいろと言われておりますけれども、米軍への綱紀粛正の徹底を求めることです。

四つ目は、騒音の実態を十分に把握するために、国において中国地方で騒音測定装置を設置したことと同様に、いわゆるオレンジルート上に位置する本県においても騒音測定装置を設置すること、今も何箇所か付いておりますけれども、米軍機が飛ぶ範囲から言いましたら騒音測定器はまだ少ないということで、こういう要望されているのだと思います。

この4点のうち、一つでも実現したことがあるのでしょうか。

臼杵総務課長

昨年12月11日に、知事が防衛省に対しまして直接要請をした件に関してでございます。

知事からは達田委員からもお話がございましたように、4点、強く要請したところがございます。

防衛省からは、その場におきまして、不安を与えるような飛行の中止を強く要請をしていくと、米国側に要請をしていくというお話がございました。また、国が得た情報につきましては、できる限り速やかに提供したいというお話もございました。測定器につきましても国において具体的に検討したいという前向きな回答があったというところがございます。

また一方で、中国四国防衛局におきましては、私どもあるいは知事からの要請を受けた形ではあると思いますが、今年、目撃情報が多くなっております四国の山間地で映像等を撮影するなど、米軍機の飛行の実態を確認する新たな取組が始まるとお聞きしております。

こうした私どもの日々の要請、そして知事が昨年直接要請した成果が、こういう形で表れてきていると認識しておるところでございます。

達田委員

騒音測定器ですけれども、やはりどれぐらいの騒音で飛んでいたのかということが、具体的に表になって、徳島県の場合ではほとんど牟岐町ですが、騒音測定地が書かれています。隣の高知県の場合を見てみますと、非常に場所が詳しいのです。大川村の小松、き

びす山の上空，田井支所の上空，城山の上空，大豊町の大田口，雁山南側と，ずっと見てみますと地名の違う所だけでも9箇所ほどあります。ということは，騒音測定器が細かく，地区地区で付いていないとこのように測定できませんので，徳島県よりは多く付いているということなのです。

これが，何時何分に何デシベルということも書かれています。徳島県も書かれていますけれども，測定する数，場所が少ないのではないか。那賀町にも新たに付けますよということですが，もっと広範囲に飛んでいる所に付けていく必要あるのではないかと思うのですけれども，いかがでしょうか。

臼杵総務課長

米軍機の低空飛行に係る騒音測定器の設置についてでございます。

騒音測定器につきましては，本年度9月の補正予算を頂きまして，海陽町の山側，那賀町，三好市の3箇所の新設あるいは増設をさせていただいたところでございます。私どもとしては，現在，全部で5箇所の定点におけます観測を当面は続けていきたいと思っております。

先ほどの，知事からの国に対する要望にもありましたように，そもそもこうした騒音測定器につきましては，国の責任において設置をして調査をしていただくものであると認識しておりますので，増設につきましては引き続き，国に対してしっかりと要請していきたいと考えております。

達田委員

国に対して要望するのは当然ですが，なかなかやってもらえないという状況がございます。

何千万円もするようなものではありませんので，県がきちんと必要な所に付けていくことが必要ではないかと思うのです。

県が測って，こうなのですという事実を持っていくということが大事だと思います。まず，県において騒音測定器を付けて，国に要望していくというような姿勢で臨んでいただきたいと思っておりますので，お願いいたします。

この要請書なのですが，一番肝腎の日米地位協定の抜本的な見直しを入れておかないといけないのではと思うのですが，入っていないのです。2018年8月14日に日米地位協定の抜本的な見直しを，全国知事会から日米両政府に提言されております。

特に全国知事会の会長県として，県内で米軍の低空飛行が頻繁に行われているということを受けて，きちんと日米地位協定の見直しを国とアメリカに対して求めていくという姿勢が大事なのではないかと思うのです。

翁長前沖縄県知事が，基地問題は都道府県の問題ではないと訴えておられました。それで，この地位協定の抜本的な見直しを求める提言が作られていったわけですが，やはり都道府県の問題ではない，一部の問題ではないとおっしゃっていたことが，そのまま全国に広がって，大きな問題になっていると思います。

まず，航空法や環境法令などの国内法が適応されること，事件や事故があったとき，例えば徳島であったとしても徳島の警察が入れないのはいけないということで，事件事故

のときには立入りができるように、日本の法令を守って捜査ができるように求めています。

先ほど申しました飛行ルート、訓練ルートを事前に知らせてくださいということ等をいろいろ要望されていると思います。

改めて日米地位協定の抜本的な見直しについて、原点に立ち返って、アメリカに対して国に対して、もう一回、全国知事会長として要望していく姿勢を見せることが、とても大事になっているのじゃないかと思うのです。

やりたい放題に米軍の飛行機が飛んで、レーダーをかいくぐって那賀川の上流のほうまで飛んでいっているのです。山の中腹を飛んでいくということで、非常に怖いという住民の方の声も寄せられております。そういうことですので、県民を守るという立場に立って、対応していただきたいと是非お願いしたいと思うのですけれども、お考えをお尋ねしておきます。

臼杵総務課長

全国知事会におけます米軍基地の負担に関する提言に関する御質問でございます。

全国知事会におきましては、沖縄をはじめとした在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地などの所在の有無にかかわらず、広く理解をして行こうということで、都道府県の共通の理解を深めることを目的としまして、平成28年度に勉強会を立ち上げられたり、その成果を踏まえまして、平成30年7月に達田委員からお話もございましたが、国に対する提言をまとめられまして、国あるいは米国側に対しまして、強く要請をされたというところでございます。

改めて、日米地位協定について強い姿勢を示すべきではないかということでございます。全国知事会におきまして、国に対して要請を継続されているところでございます。また、飯泉知事は、昨年、全国知事会長就任直後に沖縄に訪問いたしまして、米軍基地の状況を新たに確認したり、沖縄の玉城知事と協議するなどの対応も行っているところでございます。

そうした協議も受けまして、基地負担の現場につきまして、全国知事会の中で勉強会等を設置しまして、検討を進めているところでございます。引き続き、全国知事会におきまして、飯泉知事がリードする形でしっかりと対応をなされているものというふうに認識しておるところでございます。

達田委員

是非、強力に働き掛けをしていただきたいと思います。

それで、もう1点です。

私どもに提供していただいた、非常に低いところを飛んでいる写真を元に、市民団体が独自に、どれぐらいの高度で飛んでいるのかという解析をしてきました。

家が密集しているような所、山の家のない所には決められている高度があります。米軍には適用されないとはいえ、約束事として守らなければならない高度があるわけです。県民の方から写真など寄せられましたら、それがちゃんと守られているかどうか、県はそれを基に解析できるのですから、高度の解析をきちんと行って、国や米軍に対して、それを

基に要請するということが必要なのではないかと思います。

今までずっと県は、そういうことは国の仕事だと拒んでこられたわけですが、県民の安全を守るという立場に立てば、そういう作業も必要なのではないかと思いますのでけれども、その点はいかがでしょうか。

臼杵総務課長

県におきまして米軍機の高度を調査すべきではないかという御意見でございます。

私どもは、米軍機の情報が寄せられるたびに、国に対しまして要請を継続しているところでございますけれども、今年度から新たに騒音測定器の増設とともに、県のホームページにおきまして、写真や動画などの映像データなどを県民の皆様から収集することとしております。現在のところ、数はまだ少ないところでありますけれども、実際に写真を寄せていただいたり、動画も寄せていただいたりしておるところでございます。

こうした写真が寄せられた場合には、写真データも客観的データということで添付させていただきまして、国に対して要請しているところでございます。

そもそも米軍機の低空飛行に関しては、日米安全保障条約あるいは先ほど出ましたが、日米地位協定によりまして実施されておるものでございます。外交政策、防衛政策に関することは国の専管事項でありますので、米軍機の詳細の調査につきましても、国において責任をもって対応いただきたいと考えておるところでございます。

達田委員

国がきちんとした姿勢を取るのには、もちろん当然だと思います。しかし、それをやらないんです。私も何年前に、北米局という所に申入れに行きました。その時には写真がなかったのです。音だけではどうも、何か写真でもあればというようなことおっしゃいました。その後、県民の方が撮った写真を持っていきましたけれども、写真があっても全く態度が変わりませんでした。それが国の姿勢だということがよく分かりました。

県が、県民の不安を取り除くという態度を示さなければ、県民はいつまでも低空飛行や騒音、いつ事故が起こるか分からない、実際に高知県では何度も事故が起きていますし、そういうことになってくるのです。

ですから、その不安を取り除くという意味で、県はきちんと自分たちの県民の命、安全を守るんだという立場で対応していくということが一番大事だと思います。国の姿勢待ちでは、いつまでたっても解決できない問題だと思いますので、きちんとした態度を取っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。今後ともこの問題に対しては取り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間が余りないんですけれども、1点だけ、その他の件でお尋ねします。

当初予算で万代庁舎ユニバーサルデザイン促進事業ということで、予算が300万円付いております。それで、庁舎を訪れる全ての方が不自由さを感じることなく、安心して利用できる快適な空間づくりということで言われておるのですけれども、昨年度に比べて予算が減っているんですけれども、具体的にどういうことを改善しようとしているのか、その点をお尋ねしておきます。

坂東管財課長

万代庁舎のユニバーサルデザイン促進事業についての御質問です。

本県では、平成28年に障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例が施行されまして、その実例の一つとして、まだ3月中掛かりますけれども、今年度から、いわゆる外回りの点字ブロックの改修を行っているところでございます。

特に今のJIS規格に合わせることで、また視覚障がい者の七、八割は弱視者ということで、庁舎ができた時に既にできていたと思うのですが、外などにある色のコントラスト、色合いが周りと同色系になっておりましたが、平成30年度に視覚障がい者団体の代表者等に集まっていたいただき、2回ほど、万代庁舎の点字ブロックの在り方についての意見を聞く会を開催いたしました。その結果に基づいて今年度は外回りのやり替えを行っているところでございます。

令和2年度につきましては、万代庁舎内も点字ブロックの色合いなどが分かりにくいので、平成30年度に先ほどの意見を聞く会でお聞きした内容を反映する形で、設計をしたいと考えておまして、この度、300万円の設計費を計上させていただいております。工事自体は、来年度に改めて予算要求をさせていただこうと考えております。よろしくお願ひします。

達田委員

目がほんのわずかに見えるという方にとっては見やすい目印が頼りです。昔ここが建てられた時には、多分目が見える人を中心に設計されて、目が見える人が美しいと思えるようなデザインにしたのではないかと思います。今はそうではなくて、用があつて来られるのは障がい福祉課だけではありません。全ての課に用事があるかもしれませんし、議会の傍聴にも来られるかもしれません。だから、あらゆる所が安心して通行できるという方向に是非取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

扶川委員

今、新型コロナウイルス感染症対策で、県庁の管財課は分かっているかもしれませんが、マスクや手指消毒液の備蓄などがどのくらいあるのですか。県庁の中に、どのくらいの対処ができるのか教えてください。

坂東管財課長

まず、マスクにつきましては、現在、1階の正面、南、北の出入口、議会棟といった所に設置し、危機管理部が備蓄用に調達したものをなくなったら補充するようにしております。それから、速乾性の手指消毒液、ポンプ式の物ですが、各入り口などに設置しております。

また、危機管理部が調達した国立感染症研究所の広報用のものですが、手洗いやせきエチケットで感染症予防という内容のパネル掲示を、英文もプラスして表示をしているところでございます。

消毒液等の在庫ですけれども、議会棟は議会事務局が基本的には個々に調達していると思うのですが、行政棟につきましては、管財課にある程度の補填用在庫がございま

す。

最近は、使用量が急激に増えてきましたので、現在、新たに管財課におきまして補填用在庫の発注を掛けているところでございます。

万代庁舎だけで言えば、速乾性の手指消毒剤については、500ミリリットル入りで15本の在庫があります。ただ、利用が高まったので、いつまでもつかが危惧されておりまして、1リットル入りの分を50本ほど発注しておりまして、今の見通しでは来週末に、調達できるのではないかというような状況です。

各合同庁舎につきましても、管財課から先週木曜日に働き掛けを行いまして、手指消毒液などを置いてございます。在庫状況も確認しまして、調達は難しいところではあるのですが、すけれども、なくなり次第、随時、できるだけ早めに発注を掛けるように伝達するなど、庁舎関係の感染症対策に取り組んでいるところでございます。

扶川委員

マスクは相当数あるのですか。報道などを見ますと、危機管理部のほうはマスクなどを中国に大量に送ったそうですね。県内でも、これは事前の次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会でも少しお尋ねしましたが、例えば高齢者の施設などは完全にブロックしなければいけないんですけれども、県としては、マスク不足が生じた県内の施設やいろんな所に援助できるくらいのストックを持っておくべきだと思うんです。そのあたりはどの程度のゆとりがあるのですか。枚数が分かったら教えてください。

坂東管財課長

危機管理上の全体的な備蓄につきましては、危機管理部が所管し、対策を講じているところでありまして、管財課については庁舎関係の分だけですが、しっかり取り組んでいるところでございます。

扶川委員

分かりました。また、必要な資料をもらいます。

職員が熱などが出たと感じて、ちょっとしたものだと思ったら検査には行かないでしょう。そういう仕組みでしょう。すぐ休んでいただく必要があるんです。家族に移さないようにしなければいけない。そのあたりはとにかく当然周知されていると思うのですが、基本的な心得みたいなもののマニュアルを作って周知して、すぐに対応をしなければいけないと思います。そういう対応は、今、どうなっておりますか。

黄田経営戦略部次長

職員が感染した場合の対応について、御質問を頂いたところでございます。

職員が、新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合につきましては、一般の方と同様に速やかに専門機関へ相談させるとともに、受診又は入院が必要となりましたら病気休暇の承認によりまして、勤務免除とすることとしておるところでございます。

また、当該職員の所属においては県民の生命財産保護に支障を生じさせないことを前提としつつ原則といたしまして、その職員と濃厚接触した職員に対しましては、テレワーク

を活用した在宅勤務等を推奨するとともに、状況に応じまして、他の所属からの応援も含めまして事務施行対策の確保も図り、職場内での感染拡大防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

扶川委員

分かりました。こればかりやっていると何も言えなくなるので、また別のところでもお尋ねしたいと思います。

トリビューンしこくで県職員の不祥事が報道されておりましたので、ちょっと確認したいのです。名前まで出ていますがあえて言いませんけれども、事実については、確認されて間違いはないかどうか把握されておりますか。

黄田経営戦略部次長

ただいまの御質問の件でございますけれど、現在、関係部局と連携して事実関係を調査中でございます。

扶川委員

爆サイ．comという所で近隣の方の悪口を書いている、それがばれて大変なことになっているという話ですけれども、事実関係をきちんと解明した上で、厳正な対処が必要というのはもちろんですけれども、私はこういう不祥事が繰り返し起こってくるのは共通した原因があると思うのです。全体の奉仕者としての公務員としての誇り、自覚というものを持っていない。それがあつたらそんなつまらないことしません。

だから、厳正な処理をしてその人に対して一罰百戒にするというのもいいんですけれども、トカゲのしっぽ切りみたいなことを幾らやっても、また生えてくる。そこに職場において職員が全体の奉仕者としての自覚や誇り持てなくしているような要因があるのではないかということを、その都度きちんと点検をして、なくしていくということが根本的な対策につながると思うのです。

ですから、職員から単に表面的な事実関係を聞き取るだけでなく、どうしてそんなことをしてしまったのか、その方の心理面、あるいは置かれている家庭内外から職場の関係に至るまで相談に乗ってあげて、原因を解明しなければ同じ事がまた繰り返されてくると思います。

先ほど、テレワークの話もありましたけれども、仕事を外へ持ち出すといよいよ目が行き届かなくなる面もあります。職員のモラルに任される面もあります。そういうのを積極的に進めていくのもいいのだけれども、やはりこういう不祥事が絶対に起こらないように対処しなければいけない。そのあたり、どのようにお考えか教えてください。

黄田経営戦略部次長

職場の関係についての御質問を頂いたところでございます。

これまで法令順守をはじめといたしますコンプライアンスの推進に向けましては、コンプライアンス推進週間を設けまして、全庁一体となった取組を進めているところでございます。

今年度につきましては、みんなで取り組むじぶんコンプラを推進方針に掲げまして、職員一人一人がコンプライアンスを自分事と捉える当事者意識を持ちまして、コンプライアンスの基本方針を徹底するところを図っているところでございます。

その中で、これまでも働きやすい職場環境づくりという形で、管理職をはじめ職員相互の声掛けでありますとか、所属長が担当内のミーティングに参加してコミュニケーションを図る。また、それから所属長による職員の個人面談等を実施いたしまして、何でも気軽に相談できる雰囲気づくりなど、気付き合い、支え合う職場づくりを進めてきたところがございます。

職員が意欲と能力を十分発揮できる働きやすい職場環境づくりは重要と認識しているところがございますので、今後も全庁挙げた取組を実施いたしまして、職員一人一人にコンプライアンス意識がしっかりと浸透されるように、意識啓発の徹底に努めまして、県民目線でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

総務委員会はこれで終わりますけれど、事実関係が解明されてきちんと厳正に対処していただいた上で、再発防止策というのを発表してください。

何度も申し上げますけれど、何でそうなったのかということは、本当にその職員の内面まで踏み込んだ、これはその時点では相談に乗ってあげるぐらいの気持ちでいいと思うのです。職場がぎすぎすしたものでない、温かい人間関係があればやりがいも出てくるし、奉仕者としての自覚、誇りというものが育ってくると思います。そのあたりをよく聞いてあげてほしいと思います。その上でやったことはやったことと厳しい対処をしていただきたいと思います。ほかの人の教訓にしていきたいと思います。

次に、事前委員会でも徳島市の新ホール関係で過去に県と市町村が土地を交換した事例について調査をお願いしました。

それから、同じように無償貸与とか、有償の貸与も含めて、どんなふうな事例があって、契約書や登記がどうなっているかということ調べてほしかったのですが、どういう結果になりましたか。

戸井施設最適化室長

扶川委員より、県有財産の市町村への交換、無償譲渡につきまして御質問を頂きました。

交換につきましては、他の市町村におきまして公用又は公共の用に供するため、同一種類の財産を交換することができるということになっております。

御質問の実績につきましては、原則10年で整理しておりますので、平成22年1月から令和元年12月までに県で2件、交換先は徳島市と鳴門市にそれぞれ1件ございます。

登記につきましては、登記済みということで確認をしたところであります。

無償譲渡につきましては、管財課以外の所属につきましては検索に時間を要したところでありまして、件数も全てまとめきれなかったところがございます。

扶川委員

管財課では無償譲渡はなかったということによろしいですか。

戸井施設最適化室長

無償譲渡につきましては、現況が道路敷であったり水路敷ということで、過去10年においても相当な件数がありまして、どこの所属にあるかというのに時間を要したところで、全てまとめきれなかったところでありまして、件数自体は結構あると考えております。

扶川委員

整理できたらまた教えてください。

それで、こうやってきちんと交換をした場合は契約書が付くんです。それが保管されていますか。あるとすればどこにあるのですか。

戸井施設最適化室長

交換の手続についてでございます。

交換につきましては交換物件の形成というのがありまして、それを経まして交換の契約に至るまでの申請書や承諾書の交換がなされます。それにつきましては、例えば価格であったり図面等の資料を作成いたしまして、交換の契約書を締結し、物件の引渡しを行いまして、登記承諾を行いまして登記を完了するのですけれども、登記をする際に契約書、つまり、登記の原因となります契約書の原本につきましては、登記の際に法務局に提出をいたしまして、登記ができた段階で返却をされるものでありまして、交換した所属において保管をしているものであります。

扶川委員

交換をした場合は所属で保存されるのですね。事前委員会で保存年限は15年ぐらいと聞いておりますが、どのくらい期間ありますか。

戸井施設最適化室長

所属によって違うかも分かりませんが、当課におきましては、こういった県有財産の保存年限については原則10年で整理しておりまして、10年を経過して、なお物件の形態であったり権利の関係によっては、延長もあります。

扶川委員

15年でなくて10年なんですね。無償譲渡の場合は、管財課の場合は契約書は作りますか。

戸井施設最適化室長

管財課の場合については、無償譲渡についても当然契約を締結いたしまして、保存年限につきましては基本10年でございますけれども、物件によっては延長するというのもございます。

扶川委員

徳島市の新ホールの問題では、両者の協定によって寺島川の埋立地を県から市に譲渡することになっていたのに、県のほうが登記してないのだということを市が主張しています。

もし、県が寺島川の埋立地を無償で市に使用させていたというのであれば、その根拠は何かということの趣旨の質問を、県のほうに投げているわけです。無償であった場合でも今の話だと、管財課の場合はですが、書類を残す。ただそれも、保存年限は延ばすこともあるけれども原則10年ということですよ。

もし、都市計画課が市に用地を無償で貸しておいたら、契約書を作っていなかったとしたらルール違反というか、ずさんな管理だったと言わざるを得ないと思いますけれども、市の主張が正しくて土地交換の協定書が存在していたとしても、県の主張が正しくて県が市に譲渡してなくて無償貸与だけしてきたのだとしても、どちらにしても現時点では裏付ける書類が県には保管されていないのしょう。だから何もありませんという回答を県から市にしたのだと思います。

一方で、県が県有地だと主張する根拠は唯一登記簿だけです。民間だったら、例えば相続協議書を作って土地の所有者をそれぞれ決めた。実際、皆さんが土地を分けたとしても登記の費用の関係などで登記せず放置している例なんて幾らでもあるんです。実際の権利関係は登記と別にあるということはあるんです。

これに対して市側は議会の決議や新聞報道等にいろいろな資料を出していますから、私なんかは客観的に見ますと、そっちのほうがよく見えてしまいます。

いずれにしても、文書の作成や保管に関する、いわゆる担当課任せの文書管理の在り方が、県と市の間での無用な議論を長引かせて問題解決を遅らせている。それが県民に被害を与えていると私は思うのです。

したがって、これからはそういうことが起こらないように前々から提案して、さきの議会でも答弁があったように、公文書管理条例をきちんと整備していかなければならないということを言いたいわけですが、部長の見解を教えてください。

佐々木監察局次長

扶川委員から、公文書管理に関しまして、これまでも何点か御意見、御提言を頂いておるところでございます。

公文書の管理に関する条例制定に向けた基本的な考え方といたしましては、11月の一般質問におきまして、原議員及び扶川委員から御質問がございまして、公文書のより適正な管理の徹底を図ることにより、その信頼性を高めることを目的としまして、そのために、より適正な一元の事務処理の在り方について、庁内横断的な検討組織を立ち上げ、県民目線に立って検討を行うと答弁させていただいたところでございます。

ただいま検討会を開く準備を進めておりまして、こうした基本的な考えの下、国や既に条例を制定しております他県の事例等も踏まえまして、公文書の整理から廃棄に至るまで、それぞれの過程におきまして、課題等につきましてもしっかりと検討、検証を行う中で、より良い制度となるように議論を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

扶川委員

来年度中にはできるのですね。それをちょっと確認したいんです。

高瀬法制文書課長

条例の制定時期についての御質問でございます。

条例制定に向けましては、去る1月29日に条例制定に向けた準備会議を開催いたしまして、各担当者間での情報共有を図りますとともに、横断的な検討組織の構成員の選出も依頼しておりまして、準備を進めているところでございます。

現在は、検討組織の構成員が大体出そろってまいりまして、庁内横断的な検討組織を立ち上げ、今年度中に第1回の検討会議を開催すべく準備を進めているところでございます。

そうした状況でございますので、現時点において条例の制定あるいは施行時期を具体的にお示しすることは困難でございますけれども、最近、国におきまして、公文書管理の更なる徹底策の検討に向けた動きも出てきておりますことから、そうした動向も注視しつつ、制定に向けた作業に取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

できるだけ早く作っていただきたいと思えます。ただ、いい加減なもの作ったらいけないので、幾つか提案させていただきたいと思えます。

国のレベルでも自衛隊の日報の廃棄問題、財務省の森友学園関係機関の書類の改ざん、文部科学省の加計学園で個人のメモだということで記録を公開しなかったこと、最近では桜を見る会と、次から次に問題が起こり国民の不信を招いております。本県でもとくしま記念オーケストラ事業で川岸氏の採用が一体誰の発案であったのかとか、この徳島市の新ホールの問題で無償貸与を知事が市長に約束した事実があったのかどうか、とにかく意思形成過程に係ることなど、重要な問題の検証に不可欠な情報が記録されていなかったり破棄されたりしたなど、大変な問題が次々起こらないようにしてほしい。日本弁護士連合会などが、これに対して提言しておりますけれども、ごもっともな内容で、賛同できることがたくさんありました。私自身の考え方も踏まえて、時間がないのでまとめて申し上げますから、まとめて御答弁ください。

まず、1点目に、公文書管理条例については、公文書は県民の共通の財産であって、それを公開請求できることは県民の知る権利を保障することになるのだということを条例の前書きに明記をしていただきたい。

それから、2点目に、国も文書管理に関する組織体制を強化して、従来の省庁任せでなく、共通の基盤で、各省庁の上に立って管理できる仕組みを作っておりますが、それでも局長級の官僚では、大臣や政務官という自分より高い地位の者に対する行政文書の管理状況が監視できるかが疑問だと日本弁護士連合会が意見しています。徳島県の場合は、外部の弁護士などに関与していただいて、独立した権限を持つ公文書管理の組織を整備していただきたい。

3点目、国の場合も個人の資料やメモを公文書としない扱いにしておりますが、それだ

けでは公表したくない文書を個人レベルに意図的にとどめることによって、本来、意思形成過程に係る文書として保存すべきであるのに、公開や保存をせずに廃棄してしまうことがあり得ます。例えば知事の公務日程に係るメモはすべて公文書となっていないんですけど、そうしたことがないように、とにかく文書主義を貫いた厳格な運用をしていただきたい。

4点目、県の意思決定が合理的に後付けられるよう会議録などは外部との打合せも含めて最大限記録し、保存されなければいけないと思います。

大阪などに行って調べてきましたけれど、内部ではやっています。庁議や知事への報告、その際知事から行われた指示と意思決定に関わる記録が全て記録される仕組みとすべきです。

5点目、日本弁護士連合会が意見を出しておりますけれども、公文書は原則として電子化することにより、かさばらず、長期保管でき、検索が容易になります。改ざんも難しくなります。県もその方向を進めていくべきだと思います。その文書には当然、部署間でやりとりされたメール等も含まれるというようにしました。先ほど、持ち帰りの仕事の話も出ましたけれど、電子的な仕事が増えているのですから、そうした上で、1年なんかで破棄するなんてはやめて、長い時間保管するようにしていただきたい。

次に、書類作成段階から電子化することによって、現在私もしょっちゅう情報公開条例のお世話になっておりますが、部分公開の場合は膨大な文書になる場合でも全部コピーして黒塗りにして出していただくのです。必要なものをその中からわずかに抜き出すのは非常に心苦しい。そういうことが電子化することで防げる可能性もありますから、これも十分検討していただきたい。

先ほど言ってしまいましたけれど、保管年限については現在公用車の運行記録は1年で廃棄されるし、公共工事の入札結果表は5年で廃棄されます。しかし、こういう扱いは事後の検証を不可能にしてしまいます。電子化によって長期間の保存すべき、日本弁護士連合会も、どのような文書であっても1年で破棄するような運用はやめるべきだと言っております。

最後に、公文書管理条例の案というのを作られたとすると、県民の知る権利に関わる重大な、大切な条例ですので、公開してパブリックコメントも是非していただいて県民の意見を十分反映させる手続を執っていただきたいと思います。

以上、たくさん申しあげましたけれど、一言何かコメントを頂ければと思います。

高瀬法制文書課長

公文書管理条例の制定に関しまして、御提言をいろいろと頂いたところでございます。

理念的な部分につきましては、他の多くの条例と同様に公文書管理条例におきまして、目的規定を置くことが想定されます。その規定の中でどのように規定をしていくかということを検討することになるかと思っております。

今後、検討組織におきまして、国あるいは他県の条例の事例、あるいは議会の論議も参考にしながら、検討をしてまいりたいと思っております。

共通の基盤、独立した監督の組織ということですが、公文書管理条例を制定しました後は、全庁で統一的な運用を当然図る必要があると考えております。そのために指針

等を作成するかどうか、あるいはチェックの在り方等も含めまして、取扱いにつきましては、国、他県の取組なども参考としながら検討していきたいと考えております。

意思形成過程の文書、会議録の作成等ということですが、意思形成過程に係る文書の作成につきましては、従来申し上げておりますけれども、事務、事業ごとにそれぞれ内容や進め方が異なりまして、現状において一律に基準を示すということには困難な面がございます。

公文書管理条例におきます公文書の範囲、取扱いにつきまして、繰り返しのようになって恐縮ですが、検討組織の中におきまして、国、他県の事例も参考にしながら検討をさせていただきたいと考えております。

公文書の保存年限、電子化に伴って長期化ということですが、現行は公文書管理規則におきまして、重要性等を踏まえまして、30年、10年、5年、3年、1年、1年未満と規定しております。また期間が満了したから即廃棄ではなく満了した都度、必要性を確認しまして、引き続き保存が必要なものについては、保存年限を延長して対応しております。電子化を踏まえた公文書の保存年限につきましては、国や他県の動向なども参考にしながら、必要に応じて検討をさせていただきたいと思っております。

パブリックコメントということですが、公文書管理条例の案文につきましては、まずは庁内横断的な検討組織におきまして、国、他県の事例も参考にしながら検討を進めることとしております。ただ、案の検討に際しましては、県民目線に立った視点ということも重要でございますので、検討組織の検討状況を踏まえながら、取扱いについても併せて検討していきたいと考えております。

扶川委員

地方創生についても少しやりたいので、そちらに頭出しするだけのことを簡単にお尋ねしておきます。

新年度の組織体制に向けて一つ意見なんですけれど、人口減少と地方創生というのが非常に重大な課題になる中で、私は新年度の地方創生に取り組む部局の態勢を強化してほしいと思っております。

県と市町村が力を合わせて、地域の課題解決に取り組むべきですが、そのためにはまず、地域の課題について市町村職員は当然ですが、県の職員もじかに把握して必要な課題を組み立て、実効性のある政策を展開しなければいけないと思っております。

現在、市町村に県から派遣している県職員について、以前もお聞きしましたが、どちらかと言うと熟練の方が多くて、偉い所に行かれる。しかし必ずしも派遣という形にとらわれなくてもいいと思うのです。先日、徳島市議会議員研修会で講演された木村俊昭さんの御本も読ませていただきましたし、勉強もさせていただきましたけれども、とにかく地域の課題を抽出するためには、地域を歩いて汗を流して、全ての産業について、あるいは自分の暮らしとか施設について、実情を一つ一つ調べていく。ものすごいエネルギーを掛けて、その上で地域に何をしようかということを考える必要があるとおっしゃってました。

そのためには、気力、体力がある若い職員が市町村に行って市町村職員と一緒に働いてみるのが大事だと思うのです。是非そういうようなことも考えて、地方創生に係る職員

体制をどういうふうにするか、一言お願いします。

黄田経営戦略部次長

県民目線で現場主義という形で、これまでも各圏域の地域振興を担う各県民局等におきまして、既に現場に出向きまして、市町村の職員の皆様と一緒に課題解決に知恵を絞って取組を進めているところでございます。

今後とも引き続き、現場主義、県民目線に立った取組を進めてまいりますし、また市町村からの若手職員等の派遣というお話もありましたけれども、要請がありましたら、その時点で要請の趣旨でありますとか、市町村の状況等を確認いたしまして、必要性、効果また県内部の人材を検証した上で、派遣の是非について検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

私も議員なので、地域を歩いて住民の意見を聞くのが仕事ですから、地元から始めて歩いてみたいと思います。そうすると県職員がどの程度地域のほうに入り込まれて把握されているかというのがよく分かりますので、その上でまた意見を申し上げたいと思います。地方創生のほうでも議論したいと思います。よろしくお願いします。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第65号、議案第70号、議案第71号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第93号、議案第94号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第7号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直しについ

て」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

久山経営戦略部長

請願第7号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直しについて」につきまして、御説明させていただきます。

国税である所得税法第56条は、個人事業主が生計を一にする配偶者やその他の親族に支払った給与は必要経費に算入しないと規定されております。

この規定により、家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者が86万円、配偶者以外の家族は50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額であることから、家族従業者は社会保障や行政手続などの面で不利益となっており、後継者不足にも拍車を掛けているため所得税法第56条の見直しを求める意見書を国に提出願いたいというものであります。

これまでに、全国で10県議会を含め、多数の自治体の議会が所得税法第56条見直し、廃止の決議、意見書を国に提出しております。

また、国の動向としては、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画において、所得税法第56条の見直しについても言及されるとともに、昨年3月の参議院財政金融委員会において、麻生財務大臣から、以前から所得税法第56条を見直すべきとの指摘を受けており、引き続き丁寧に検討させていただくとの答弁がなされております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

岡田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、採択すべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま、採択すべきものと決定いたしました請願第7号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直しについて」は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、総務委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）
それでは、文案は、正副委員長に御一任願います。
以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）
請願第7号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

それでは、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

御挨拶を申し上げる前に、徳島県は非常に緊急事態になっております。当然、新型コロナウイルスの発生から、徳島県もいずれは感染者が発生すると、皆さん、既に心構えをされ、準備できていると思いますが、危機管理上、今まで机上にあったことをいざ実践していただくフィールドに上がってきておりますので、慌てることなく、焦ることなく、確実に感染を防ぐ対策を講じていただきたいと思います。

そのために、いろいろな備品等の購入等に当たって予備費を使われるということで、今回の議会の中で案件としてお聞きしておりますので、是非、的確に、そしてその県民を守るための県庁職員がまず感染しないよう心掛けていただきまして、職務を全うしていただきたいと思っております。

また、モバイルワークやテレワークなど、今まで徳島県が進めてきた働き方改革についても、英知を絞って活用していただきまして、いろんな病気等の弱者の方の安全を守り、また、入試シーズンでございますので、県職員にも子供さんやお孫さんが受験生という方がいらっしゃると思っておりますので、まずは今回の受験に向かえるように、将来自分の就きたい職業に就けるように配慮していただくとともに、徳島県民の健康を守っていただくよう、是非お願いいたします。

さて、経営戦略部・監察局関係の審査に当たり、久山経営戦略部長はじめ、理事者の皆様におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂きましたことに、深く感謝の意を申し上げます。ありがとうございました。

審査の過程において表明された委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望させていただきます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

久山経営戦略部長

私のほうからも、本年度最後の委員会ということでございますので、経営戦略部・監察局・出納局を代表いたしまして一言、御挨拶申し上げます。

岡田委員長さん、福山副委員長さんをはじめ、委員の皆様方には、この1年間、健全な財政運営や、県税の収入確保に向けた取組など、経営戦略部・監察局・出納局関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議を頂き、幅広い視点から、様々な御意見、御指

導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今、正に岡田委員長さんからも、新型コロナウイルス感染症のお話がありましたけれども、それを受けまして職員一同、一丸となって対応してまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後、なお一層の御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

岡田委員長

議事の都合により、休憩いたします。（12時08分）